満３歳児クラスに入園するお子さんの保護者様へ

預かり保育利用料無償化のごあんない

簡単な手続きで、預かり保育をお得に利用できる可能性があります

補助上限額

日額450円

（月額上限16，300円まで）

手続きの方法

預かり保育を利用する前に
在籍園で手続きしてください

※手続きをする前に発生した預かり保育利用料は、
無償化対象となりませんので、お早めに手続きしてください。

補助対象となるお子さん

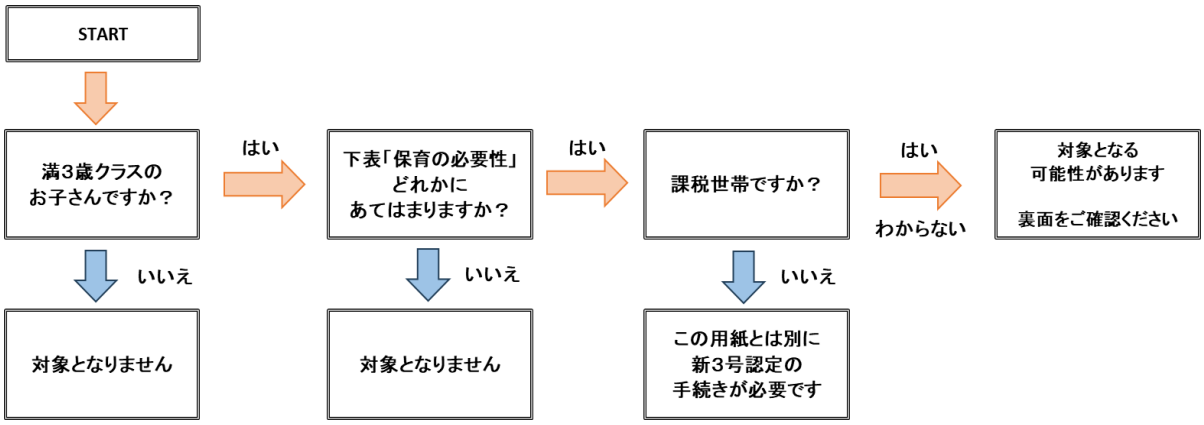

保育の必要性	基準
①就労	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。
②出産	出産のため保育が困難であること。
③疾病、負傷又は心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。
④介護又は看護	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護・介護又は一部看護・介護が必要と認められる者の看護・介護が常態であること。
⑤求職	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
⑥就学	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学（通学又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること）が常態であること。
⑦不存在	離婚、未婚、死亡、行方不明、拘禁中等の理由により、存在していないこと。

手続きから補助金を受け取るまで

1 「町田市満３歳児預かり保育補助金に係る保育要件申告書兼委任状」を両面記入し、園に提出してください。

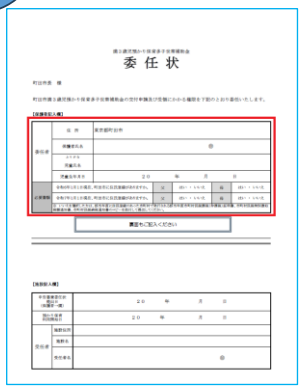

園に提出される前の日付まで遡って補助対象となることはありません。

必ず預かり保育を利用する前に提出してください。

? 課税証明書等の必要書類が間に合わない場合は？

まずは①の書類を園に提出してください。
必要書類は準備ができしだい、オンライン申請で提出してください。

まちだ子育てサイト＞あずける＞教育施設＞各種オンライン申請・書式ダウンロード＞
申請書No.1-2から、「税額のわかる書類を提出する」を選択してください。

2 在籍園から審査結果を受け取ってください。

利用開始月によって、審査結果を受け取る回数が異なります。
※申告書の提出回数は1回です。

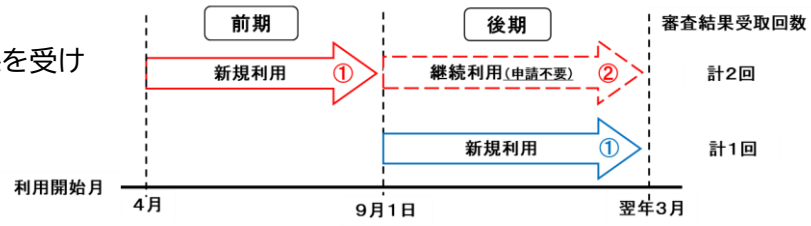

3 預かり保育を利用し、補助額を超えた分の利用料を園にお支払いください。

市が園に対して補助金をまとめて支払いますので、請求の手続きは必要ありません。
園が設定した預かり保育料から補助額を引いた金額が、保護者様が園に支払う金額となります。

（例　園が設定した預かり保育利用料　－　補助額　＝　保護者様が支払う金額

お問い合わせ
■対象となる児童・認定についてのお問い合わせ
町田市　子ども生活部　保育・幼稚園課　支援係　ＴＥＬ　０４２－７２４－２１３７
■補助上限額についてのお問い合わせ
町田市　子ども生活部　保育・幼稚園課　管理係　ＴＥＬ　０４２－７２４－２１３８